

保育提供体制の確保のための実施計画の承認について

1 計画の位置づけ（作成の目的）

保育提供体制の確保のための実施計画（以下「実施計画」とします。）とは、待機児童対策、人口減少対策等自治体の抱える保育施策に関する課題を解決するための国からの財政支援（補助金の交付）を受けることを目的とした計画であり、こども家庭庁が定める方針に基づき、子ども・子育て会議の承認を得て、市が作成するものです。

2 実施計画の対象範囲（全域版と区域版）

今回、国に提出した書類は次の2種類です。

- （1）市区町村全域の「保育提供体制の確保のための実施計画」
- （2）保育提供区域ごとの「保育提供体制の確保のための実施計画」

なお、（1）及び（2）の内容については、別添のとおりです。

3 実施計画の各年度の数値の考え方（実績/見込み）

令和7年4月1日及び令和8年4月1日の数値は全て実績値となっております。令和9年～令和11年の見込みの数値につきましては、藤沢市子ども・若者共育計画の量の見込みと確保策の内容に基づいています。

4 財政支援の対象とする事業

- （1）待機児童対策（子ども・子育て支援交付金）
 - 一時預かり事業（一般型）※緊急一時預かり事業のみ
- （2）地域の課題に応じた対策（保育対策総合支援事業費補助金）
 - （ア）保育士宿舎借り上げ支援事業
 - （イ）広域的保育所等利用事業
 - （ウ）都市部における保育所等への賃借料支援事業

5 承認について

提出期限の都合により、国へは5月8日（金）に提出済みであり、今回は事後承認をいただくものとなります。本会議での意見を反映する必要がある場合は、国へ提出した資料を差し替え対応する予定です。

また、実施計画については、今後も年2回（1～2月及び4～5月）の国への提出を予定しているため、提出時期に合わせて子ども・子育て会議にて承認をいただく予定です。

以 上

（子ども総務課）